



週間情報



No.3116

発行日 平成31年4月23日

発行所 全国消防長会

一般財団法人 全国消防協会

担当 企画部企画課 03(3234)1321

消防本部の動き

行事

◆ トヨタ自動車九州「スプリングフェスタ2019」にて防火PRを実施

直方・鞍手広域市町村圏事務組合消防本部（福岡）

直方・鞍手広域市町村圏事務組合消防本部では、平成31年4月14日（日）、火災予防をかねてトヨタ自動車九州株式会社主催の「スプリングフェスタ2019」に防火PRを実施しました。

当消防本部は、防火PRとして、来場者に顔抜きパネルや子供用防火衣を着せての写真撮影、今年更新した新救助工作車の展示を行いました。

また、濃煙体験テントを設置し、多くの人に体験していただき効果的な広報活動となりました。このフェスタは『「トヨタ自動車九州」と「地元」が一体となり地域の活性化に寄与するお祭り』として毎年行われており、当日は多数の家族連れが訪れ、約6,500人の来場がありました。



【スプリングフェスタ2019の様子】



【防火PRの様子】

訓練・演習

◆ 江東区の大型商業施設において防火防災訓練を実施

東京消防庁（東京）

東京消防庁深川消防署では、平成30年4月8日（月）、防災デリ（防災デリバリー）を実施しました。

「今日から、はじめよう」を合言葉に、管内の大型商業施設（深川ギャザリア）に署員や災害時支援ボランティアが出向いて、施設来場者の多いハッピーデー（毎月8のつく日）に実施しており今年で2年目を迎えます。

この防災デリは、町会等が主催する防災訓練に参加できない子育て世代で、特に日中の地域防災力の要となりうる主婦層に対して、まちかど防災車を活用した初期消火訓練日、AEDや三角巾を使用した応急救護訓練日、起震車や救護資器材を使用した地震対応訓練日を設定し、月3回実施しています。

参加者からは、「この訓練が生かされるような災害が起きて欲しくないですが、気軽に参加できる訓練で、災害に対する意識だけは高めておいて、いざという時は、自分の命を守りたいです。」との声が寄せられました。



【放水体験の様子】

研 修 等

◆ 「平成31年度消防団員合同講習会」を開催

柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部(大阪)

柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部では、平成31年4月14日(日)、柏羽藤組合消防団協議会主催の「平成31年度消防団員合同講習会」を開催しました。



【放水訓練の様子】

講習内容は新任団員講習、機関員講習及び普通救命講習で、柏原市消防団、羽曳野市消防団及び藤井寺市消防団の団員112名が受講し、消防団員の意識向上及び技術習得のため熱心に取り組みました。

受講した消防団員からは、「あらためて身が引き締まる思いで、これからの災害現場での活動に生かしていきたい。」との声が多く聞かれました。

また講習終了後には、受講した団員に修了証が交付され、大変有意義な講習会となり、今後の活躍が期待されます。

◆ ターニケットを用いた止血処置講習会を開催

土浦市消防本部(茨城)

土浦市消防本部では、平成31年4月15日(月)及び16日(火)の2日間、総合病院土浦協同病院救命救急センター救急科部長の荒木祐一先生を講師に迎え、ターニケットを用いた止血処置講習会を開催しました。

この講習は、当消防本部を含めた土浦地区メディカルコントロール協議会構成4消防本部の消防職員を対象とし2日間で計328名が受講しました。

茨城県においては、今年9月にいばらき国体が開催されることから、今回の研修で大量出血に対するターニケット止血処置の有効性を学び、各所属において指導救命士を中心とした実技訓練を実施し、テロ災害等を想定した体制の整備及び職員の教養・訓練を進めてまいります。



【講習会の様子】

そ の 他

◆ 指揮調査隊を発隊

豊中市消防局（大阪）

豊中市消防局では、平成31年4月1日（月）、「指揮調査隊」を発隊しました。



【指揮調査隊】

指揮調査隊は、今までそれぞれの隊で活動をしていた指揮隊と調査隊が、隊を統合することにより、災害現場における効率的かつ効果的で統率のとれた指揮・現場活動を実現し、指揮・調査体制の強化及びさらなる市民の安心と安全を確保する事を目的に発隊しました。

災害現場以外でも、警備・救急・救助活動にあたるあらゆる隊への指導的立場として、訓練や教養を積極的に企画し、人材育成の強化を目指してまいります。

◆ 予防技術資格者バッジを貸与 ～市民の安全・安心を守るために～

奈良県広域消防組合消防本部（奈良）

奈良県広域消防組合消防本部では、本年度から、予防技術資格認定者に予防技術資格者バッジを貸与します。

資格者バッジの種類は、3区分認定者（金色）及び2区分認定者（銀色）とし、活動服、救急服及び救助服の階級章の上部に貼付するものです。

主に住民や事業者の方々に対して資格者であることを示す目的で身につけるものであります。また、予防行政を担う者としての高度な知識と責任を示すものとして有効であり、組織全体の予防業務の活性化を目指します。



【予防技術資格者バッジ】

消防庁通知等

◆ 「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について」の一部改正及び点検実施上の留意事項について

(消防危第73号、平成31年4月15日)

消防庁危険物保安室長から各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに通知が発出されましたので、お知らせします。

危険物施設の高経年化が進んでいることを踏まえ、消防庁では平成29年度から「危険物施設の長期使用に係る調査検討会」を開催し、危険物施設の事故や点検・維持管理に関する実態、最新技術を用いたモニタリング・診断手法の開発状況等の調査を行い、危険物施設における事故の発生防止や被害軽減を推進するための方策について検討を行っているところです。

—以下省略—

○ 全文は、消防庁ホームページ

(<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/%E3%80%90%E5%B9%B3%E6%88%9031%E5%B9%B4%E7%BC%94%E6%9C%8815%E6%97%A5%E4%BB%98%E3%81%91%E6%B6%88%E9%98%B2%E5%8D%B1%E7%AC%AC73%E5%8F%B7%E3%80%91%E3%80%8C%E8%A3%BD%E9%80%A0%E6%89%80%E7%AD%89%E3%81%AE%E5%AE%9A%E6%9C%9F%E7%82%B9%E6%A4%9C%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E6%8C%87%E5%B0%8E%E6%8C%87%E9%87%9D%E3%81%AE%E6%95%B4%E5%82%99%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6%E3%80%8D%E3%81%AE%E4%B8%80%E9%83%A8%E6%94%B9%E6%AD%A3%E5%8F%8A%E3%81%B3%E7%82%B9%E6%A4%9C%E5%AE%9F%E6%96%BD%E4%B8%8A%E3%81%AE%E7%95%99%E6%84%8F%E4%BA%8B%E9%A0%85%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6.pdf>) に掲載されています。

(問い合わせ先)

消防庁危険物保安室

担当：竹本補佐、羽田野係長、黒川事務官

TEL 03-5253-7524

FAX 03-5253-7534

◆ 消防用設備等の設置に係る金融上の措置について

(事務連絡、平成31年4月18日)

消防庁予防課から各都道府県消防防災主管課、東京消防庁・各指定都市消防本部あてに事務連絡が発出されましたので、お知らせします。

標記の件について、「中小企業者等に対する消防用設備等に係る融資制度」に係る平成31年4月1日時点における利率等を別添（省略）のとおりお知らせいたしますので、事業者への指導等に当たっての参考として下さい。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県管内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知されるようお願いします。

—以下省略—

○ 全文は、消防庁ホームページ (<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/j%2001.pdf>) に掲載されています。

消防庁 予防課

担当：吉川

電話：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533

◆ **消火器点検アプリの本格運用及び消火器点検パンフレットの送付について**

(消防予第123号、平成31年4月18日)

消防庁予防課長から各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに通知が発出されましたので、お知らせします。

消防法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第69号。以下「改正令」という。）及び消防法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第12号）が平成31年10月1日に施行されることにより、新たに多くの小規模な飲食店等において、消火器具の設置が義務付けられることから、小規模な飲食店等に対する点検報告の促進対策として、消火器の点検及び点検結果報告書の作成を支援するスマートフォンアプリ（以下「消火器点検アプリ」という。）の試行版及び消火器の点検方法や点検結果報告書の記入要領を示したパンフレット（以下「消火器点検パンフレット」という。）を作成したことについては、「小規模な飲食店等における消火器の点検報告の推進について」（平成30年3月28日付け消防予第250号）により通知したところです。

—以下省略—

○ 全文は、消防庁ホームページ

(<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/tennkennapuri.pdf>) に掲載されています。

消防庁予防課設備係 担当：田中、畑澤 電話：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533
--

◆ **「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件」及び「消防法施行規則第三十一条の六第一項及び第三項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件」の公布について**

(消防予第79号、平成31年4月18日)

消防庁次長から各都道府県知事、各指定都市市長あてに通知が発出されましたので、お知らせします。

「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件」（平成31年消防庁告示第5号）及び「消防法施行規則第三十一条の六第一項及び第三項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件」（平成31年消防庁告示第6号）が平成31年4月18日に公布されました。

—以下省略—

○ 全文は、消防庁ホームページ

(<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/tennnkennkaiseituuti.pdf>) に掲載されています。

◆ 危険物規制事務に関する執務資料の送付について

(消防危第81号、平成31年4月19日)

消防庁危険物保安室長から各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに通知が発出されましたので、お知らせします。

危険物規制事務に関する執務資料を別紙（省略）のとおり送付しますので、執務上の参考としてください。

また、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

本通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

—以下省略—

○ 全文は、消防庁ホームページ

(<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/sk%20tsuuchi01.pdf>) に掲載されています。

(問い合わせ先)

消防庁危険物保安室

担当：竹本補佐、内藤補佐、羽田野係長、
小島係長、安田事務官、河野事務官

TEL 03-5253-7524 FAX 03-5253-7534

◆ 緊急時メンタルサポートチームに関する参考資料の送付について

(事務連絡、平成31年4月19日)

消防庁消防・救急課、消防庁国民保護・防災部地域防災室から各都道府県消防防災主管部、東京消防庁・各指定都市消防本部あてに事務連絡が発出されましたので、お知らせします。

消防庁では、惨事ストレスが危惧される大規模災害や特殊災害等が発生した場合に、現地の消防本部等の惨事ストレス対策を支援するため、精神科医や臨床心理士などの専門家等からなる緊急時メンタルサポートチーム（以下「サポートチーム」という。）を平成15年に創設し、運用しているところです。

—以下省略—

○ 全文は、消防庁ホームページ

(<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/jimurennraku01.pdf>) に掲載されています。

【消防職員】

消防庁消防・救急課

職員第一係 田村・佐井

電 話：03-5253-7522 F A X：03-5253-7532

E-Mail：shokuin@soumu.go.jp

【消防団員】

消防庁国民保護・防災部地域防災室

消防団係 伊藤・水谷

電 話：03-5253-7561 F A X：03-5253-7576

E-Mail：syobodan@ml.soumu.go.jp

◆ 消防職員の公正な採用について

(事務連絡、平成31年4月19日)

消防庁消防・救急課から各都道府県消防防災主管部（局）、東京消防庁・各指定都市消防本部あてに通知が発出されましたので、お知らせします。

地方公共団体の職員の公正な採用について、平成31年4月12日付け総務省自治行政局公務員部公務員課事務連絡にて、別添1のとおり、考え方が示されておりますのでお知らせします。

地方公共団体の職員のうち消防職員についても、その採用試験は、標準職務遂行能力及び適性の有無の判定を目的とするものであり、受験資格を有する全ての国民に対して平等の条件で公開されなければならないものです。

消防職員の採用に当たって、受験申込書、面接カード等採用関係書類、面接時の質問や適正検査等において、本籍地・出生地、思想信条、病歴、性的指向・性自認や家族の職業等、標準職務遂行能力及び適性の判定に必要な事項の把握を行うことは、地方公務員法第13条に規定する平等取扱いの原則に反しているとの疑念を受けかねないものです。

—以下省略—

○ 全文は、消防庁ホームページ

(<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/skjimurennraku01.pdf>) に掲載されています。

連絡先

消防庁消防・救急課 畑中、田村、高木

電話：03-5253-7522

e-mail：shokuin@soumu.go.jp

報道発表

◆ 消火器点検アプリの本格運用の開始

(平成31年4月18日、消防庁)

「消火器点検アプリ」は、平成30年4月1日から試行版を提供していましたが、利用者のニーズ調査や本日公布する「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件」等の内容を踏まえて改修し、本日より本格運用版の提供を開始しますので、お知らせします。

本日以降、小規模な施設の関係者は、消防法第17条の3の3に基づく点検報告書として、このアプリを用いて作成した点検結果報告書を消防署等へ提出することができます。

—以下省略—

○ 全文は、消防庁ホームページ

(<https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/yh01.pdf>) に掲載されています。

【連絡先】

消防庁予防課 塩谷、田中

TEL：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533

◆ 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（案）及び消防法施行規則第三十一条の六第一項及び第三項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件（案）に対する意見公募の結果及び改正告示の公布

（平成31年4月18日、消防庁）

消防庁は、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（案）及び消防法施行規則第三十一条の六第一項及び第三項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件（案）の内容について、平成31年1月22日から平成31年2月20日までの間、国民の皆様から広く意見を公募したところ、41件の御意見がございました。

—以下省略—

○ 全文は、消防庁ホームページ

(<https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/tennkennhoudou.pdf>) に掲載されています。

（事務連絡先）

消防庁予防課 塩谷課長補佐、田中係長
村田課長補佐、池田事務官

TEL 03-5253-7523（直通）

FAX 03-5253-7533

機関誌「ほのお」記事募集

一般財団法人 全国消防協会では、機関誌「ほのお」に関して、各消防本部より次の投稿記事を募集しています。

① 知識・技術の伝承-教えて！消防技術-

② 女性職員の活躍・推進

※①・②の執筆要領等の詳細は、週間情報No.3032又は機関誌「ほのお」2018年9号（9／25発刊）を参照願います。

TEL：03-3234-1321 機関誌「ほのお」担当：企画課 石井

原稿データは、kikachosei@fcaj.gr.jpに送信願います。

③ 消防ワイド

※150文字程度（160文字以内）の原稿Wordデータ及び画像データはWord等に貼り付けずに、JPEGデータのまま送付してください。

TEL：03-3234-1321 機関誌「ほのお」（消防ワイド）担当：企画課 渋谷

原稿データは、honoo@ffaj-shobo.or.jpに送信願います。

ご投稿をお待ちしております。

※添付ファイルの容量が5MBを超える場合は、分割して送信願います。

週間情報への投稿は企画課へ！

週間情報では、各本部の身近な情報を掲載していますので情報をお寄せ下さい。

TEL：03-3234-1321 / E-mail：weekly@fcaj.gr.jp

記事の投稿に関する注意点

- ・配信日（原則火曜日）から2週間以内のイベント、訓練等を中心に掲載しています。
- ・文章は、Wordで200字～400字程度で作成をお願いします。
- ・写真は、1枚～2枚をWordに貼り付けて送付してください。
（貼り付けできない場合は、JPEG画像データを送付してください。）
- ・掲載が決定した場合のみ、担当者よりメールを返信させていただきます。

TEL：03-3234-1321「週間情報」担当：企画課 清田

*** 次回の週間情報配信は、令和元年5月7日となります。**